

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年 6月29日 |
| 【会社名】 | ワイエイシイ株式会社 |
| 【英訳名】 | Y.A.C. CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 百瀬 武文 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都昭島市武蔵野三丁目11番10号 |
| 【電話番号】 | 042(546)1161(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 寺本 和政 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都昭島市武蔵野三丁目11番10号 |
| 【電話番号】 | 042(546)1161(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 寺本 和政 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

当社は、平成27年6月26日開催の当社第43回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額 89,191,900円

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 事業領域を拡大することを目的として、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>第1章 総則</p> <p>第2条 (目的) 当会社は、次ぎの各号の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~ 11. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>12. (条文省略)</p> | <p>第1章 総則</p> <p>第2条 (目的) 当会社は、次ぎの各号の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~ 11. (現行どおり)</p> <p>12. <u>建設業</u></p> <p>13. (現行どおり)</p> |

(2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約できる会社社員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第31条(取締役の責任免除)および第42条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第31条 (取締役の責任免除)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、当該契約であらかじめ定められた金額または法令が規定する金額のいずれが高い額とする。</p> | <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第31条 (取締役の責任免除)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、当該契約であらかじめ定められた金額または法令が規定する金額のいずれが高い額とする。</p> |
| <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第42条 (監査役の責任免除)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第42条 (監査役の責任免除)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、当該契約であらかじめ定められた金額または法令が規定する金額のいずれが高い額とする。</p> |

第3号議案 監査役5名選任の件

百瀬武文、佐藤康男、副島幸雄、寺本和政及び石田祥二を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

東田 明、勝間田武司及び高田直規を監査役に選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

木船常康を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合 |
|--------|--------|-------|-------|------|-------------|
| 第1号議案 | 52,510 | 400 | - | (注)1 | 可決 94.83% |
| 第2号議案 | 52,561 | 349 | - | (注)2 | 可決 94.92% |
| 第3号議案 | | | | (注)3 | |
| 百瀬 武文 | 52,170 | 740 | - | | 可決 94.21% |
| 佐藤 康男 | 52,476 | 434 | - | | 可決 94.77% |
| 副島 幸雄 | 52,478 | 432 | - | | 可決 94.77% |
| 寺本 和政 | 52,488 | 422 | - | | 可決 94.79% |
| 石田 祥二 | 52,437 | 473 | - | | 可決 94.69% |
| 第4号議案 | | | | (注)3 | |
| 東田 明 | 52,492 | 418 | - | | 可決 94.79% |
| 勝間田 武司 | 52,100 | 810 | - | | 可決 94.09% |
| 高田 直規 | 52,510 | 400 | - | | 可決 94.83% |
| 第5号議案 | | | | (注)3 | |
| 木船 常康 | 52,578 | 332 | - | | 可決 94.95% |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上